

# 三条市避難所検討委員会 避難所検討委員会第一部の検討結果

## 「命を守る」避難所のあり方

- 1 見直しにあたっての基本的な考え方
- 2 選定基準
- 3 選定方法
- 4 開設・運営方法
- 5 物資及び機能

三条市



# 「命を守る」避難所のあり方

三条市避難所検討委員会では、第一部「命を守る」と第二部「暮らしを支える」という二つのテーマに分けて避難所の見直しを検討することとしており、今回、第1回から第5回まで検討してきた第一部の検討結果をまとめた。

## 1 見直しにあたっての基本的な考え方

災害の種類や進展状況に応じて、避難施設の選定に係る基準を定めた。今後、その基準に基づき、ふさわしい構造や立地等の条件を備えた避難施設を選定していくこととする。

・災害の種類 … 豪雨、土砂災害、地震

さらに、災害の進展状況に応じた適切な避難ができるよう、次のとおり避難施設を「緊急避難場所」と「避難所」に区分した。

### □緊急避難場所とは



災害の危険から**緊急的**に身を守るため一時的に避難するための避難場所

例) 水害であれば高い建物、地震であれば広い敷地など

地域の**民有施設**を活用することで、**公共施設の避難所まで行くことができない緊急時の**避難先を増やすことができる。また、住民が自分たちの地域の避難に適した緊急避難場所を選定することで、地域特性に応じた避難が可能になる。

### □避難所とは



自宅もしくは仮設住宅に入居できるようになるまでの間、炊き出しや物資の提供等を受けながら過ごすための避難施設

原則として学校などの公共施設とする。緊急避難場所に避難した人は、公共施設の避難所に移動できるようになった段階で、中長期滞在が可能な公共施設の避難所に避難してもらう。



# 「命を守る」避難所のあり方

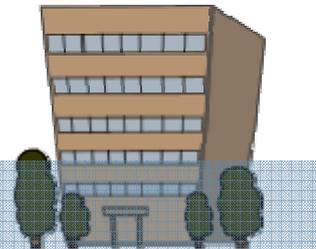
## 2 選定基準

浸水した町の中を避難のために移動したり、震災時に倒壊のおそれのある建物に逃げ込むことは危険である。また、土砂災害に対してはいち早く危険な区域から避難することが第一であるが、区域内に安全な建物がある場合は緊急的にそこに避難する必要がある。

### ◆豪雨

建物の構造や浸水の状況に応じた安全な避難ができるよう、三条市豪雨災害対応ガイドブックを参考に、河川(信濃川、五十嵐川、刈谷田川)が氾濫しても建物全部が浸水または損壊しない施設を選定する。

たとえば、1、2階が浸水してしまっても、**高い建物**や**上層階**などであれば、**緊急避難場所**になり得る。



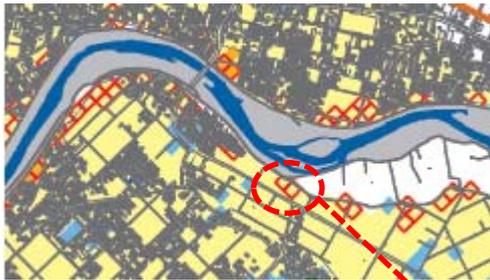
### 【緊急避難場所及び避難所の施設選定基準(豪雨)】



#### 逃げどきマップでの表示の説明

赤色囲い…流速が速く、木造家屋が損壊する。

ピンク …2階床上以上の浸水で、1階床上以上の浸水が24時間以上続く。



逃げどきマップでの表示※	鉄骨・鉄筋造		木造
	2階建て	3階建て以上	2階建て以上
● 赤色囲い	△	△	×
● ピンク	×	○	×
上記以外の地域	○	○	○

○：選定可 △：積極的に選定できないが他に施設がない場合のみ選定可 ×：選定不可

※必ずしも逃げどきマップ上の表示に該当していなくても、河川堤防沿いなど客観的に見て危険と判断される箇所にある施設については、極力指定を避けることとする。



# 「命を守る」避難所のあり方

## ◆土砂災害

土砂災害については、第一に、土砂災害の危険のない区域へすみやかに避難することが必要である。しかし、安全な区域が遠方にあり、避難に時間的余裕のない場合、緊急的に身を守るための避難施設があれば、そこに避難することで身を守れる場合がある。

土砂災害危険箇所あるいは土砂災害特別警戒区域内で緊急避難場所を選定しようとする場合は、三条市豪雨災害対応ガイドブックや三条市の各地区土砂災害ハザードマップを参考に、土砂災害により建物が損壊しない施設を選定する。

### 【緊急避難場所及び避難所の施設選定基準(土砂災害)】

#### 土砂災害に関する区域の説明

##### 土砂災害危険箇所

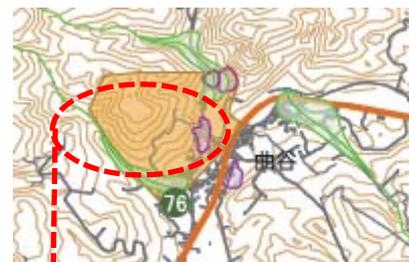
…土砂災害による被害のおそれのある箇所(土石流危険区域、がけ崩れ危険区域、山崩れ危険区域、地すべり危険区域)。ただし、法律で行為等が規制されるものではない。

##### 土砂災害特別警戒区域

…急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

#### 土砂災害危険箇所

-  土石流危険区域
-  がけ崩れ危険区域
-  山崩れ危険区域
-  地すべり危険区域



#### 土砂災害特別警戒区域



	鉄骨・鉄筋コンクリート造	木造
	2階建て以上	2階建て以上
土砂災害危険箇所	△	×
土砂災害特別警戒区域	△	×
上記以外の地域	○	○

○：選定可 △：積極的に選定できないが他に施設がない場合のみ選定可 ×：選定不可



# 「命を守る」避難所のあり方

## ◆震災

震災に対しては、第一に、発災直後に各自が身を守るための備え（自宅内における家具の転倒防止措置、ヘルメットや防災ずきん等の準備）が重要であり、避難所への避難は身の安全を十分確保した後でなければならない。



このことを前提とした上で、震災時には、屋内と屋外への避難を考える。

屋内の場合は、倒壊や損壊のリスクを抑え、避難所の安全安心を確保するため、原則として耐震化済みの公共施設を避難所に指定する。

屋外の場合は、公園や広場などの活用が考えられるが、降雨や気温の変化による避難生活への影響を考慮し、あくまで緊急的に避難し、一時的に滞在する場所として緊急避難場所を選定する。



# 「命を守る」避難所のあり方

## 3 選定方法

公共施設については、市が選定基準に基づき、既存の施設をすべて含めた中で、適切な施設を選定する。

民有施設については、市が直接企業等に対し協力を呼びかける方法と、市が提示した選定基準に基づき、自治会が自分たちで地元の企業等から施設の使用許可を得る方法の二種類ある。

1 市が、様々な手段を通じて企業に対し、避難施設としての協力について募集をかける。

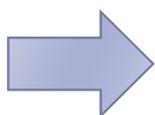
- ・商工会議所に依頼し、会員企業等に広く周知
- ・ホームページ
- ・報道発表

2 自治会と市が連携し、地元で災害時の避難に利用できる施設を選定し、企業から利用許可を得る。その際には、公共施設避難所への避難ができない緊急時に限り、施設を使用することを企業側に明確に伝える。

なお、緊急避難場所としての利用許可を得られた施設については、自治会から市に情報提供をいただくことにより、市が自治会にステッカーを配付する。

自治会は、選定した避難施設に対し、そこが緊急避難場所であることが明示できるよう、ステッカーを施設の見やすいところに貼る。

### 2の方法によるメリット



**より地域の実態に即した避難が可能となり、自助・共助の意識の高揚につながる！**



# 「命を守る」避難所のあり方

## 4 開設・運営方法

### 私有施設を緊急避難場所として開設する場合

【私有施設】



緊急避難場所としての施設は、自治会または施設管理者が開設する。開設者の役割としては、施設の開錠、避難者の受入れ(建物内の安全な場所への誘導)、市本部との連絡調整(必要に応じて)がある。

【開設】

どのタイミングで開設するかは、自治会と施設管理者との取り決めによる。

ただし、基本的に公共施設への避難ができない緊急時に限り施設を使わせてもらうこととする。

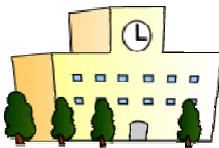
【閉所】

避難者が公共施設の避難所へ移動できるようになった時

### 公共施設を避難所として開設する場合

※この場合の公共施設は、第1次、第2次、その他避難所に指定されている施設を指す。

【公共施設】



避難所としての施設は、基本的に市職員が開設するが、実際の運営については、状況に応じて市職員だけでなく、地域の住民からも協力してもらう。

【避難所の運営業務の例】

情報提供(掲示物、チラシの貼付等)、物資・食料の提供、施設衛生管理(ごみの管理、清掃等)、避難所の見回り(避難者の要望聞き取り等)

【開設】

第2次配備または第3次配備に移行した時

【閉所】

避難者が自宅もしくは仮設住宅に入居できるようになった時



# 「命を守る」避難所のあり方

## 5 物資及び機能

### (1) 住民自身や地域が備えるもの

自宅から避難所までの避難の際に必要なもの、避難所に避難した後に必要となるものについては、災害時にすぐ持ち出せるよう、住民自身や地域であらかじめ準備しておくことが大切である。

#### 住民自身が準備すべきもの

##### ■ 非常持ち出し袋(リュックサックなど)に入れておくもの

- 携帯ラジオ
- 非常食(カンパンなど)・飲料水
- 懐中電灯(予備の電池も)
- 生活用品(ライター、ナイフ、缶きり、ティッシュ、ビニール袋、歯ブラシなど)
- ろうそく(太くて安定のよいもの)
- 衣類(下着、上着、手袋、靴下、ハンカチ、タオルなど)
- 救急薬品(ばんそうこう、ガーゼ、包帯、三角巾、消毒薬、解熱剤、胃腸薬、かぜ薬、鎮痛剤、目薬、とげ抜きなど)

##### ■ 家族構成によって必要なもの

- 粉ミルク
- 紙おむつ
- 生理用品
- 常備薬・お薬手帳(持病のある方は忘れずに)
- 高齢者や障がい者のための準備品(介護用品など)

##### ■ 避難時の必需品

- 雨具(カッパ)
- 手袋
- ヘルメット(防災ずきん)
- 三条市豪雨災害対応ガイドブック
- 貴重品(預金通帳、健康保険証、免許証など)
- 現金(紙幣だけでなく、公衆電話用の10円硬貨も)

##### ■ あると便利なもの

- 毛布・寝袋
- カセットコンロ
- 使い捨てカイロ
- 割りばし
- 床に敷くシート

また、個人で使用するよりも、地域で活用することで十分な効果の得られるものとして、テント、発電機、炊き出し用かまど、食料(備蓄米など)、トランシーバー、消火器、担架、災害対応資機材などがある。必要に応じて自治会で配備を行う。



# 「命を守る」避難所のあり方

## (2)市が備えるもの

住民や地域での準備や持ち出しが難しく、避難所への避難後すぐに必要となるものについては、優先順位を決めた上で、今後市で配備を検討する。

### 市で配備を検討するもの

☆…配備済み

優先順位	品目
1	毛布☆
2	保温シート
3	簡易トイレ
4	救急セット
5	災害時要援護者用食料
6	照明器具
7	発電機・コードリール
8	携帯充電器
9	車椅子
10	ブルーシート
11	タオル

※ なお、上記に記載したものは、おおむね1週間以内に必要となるもの。